

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 中 堺 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年7月3日（水）午前10時から 午前11時10分までの間
開催場所		大阪府中堺警察署 6階講堂
出席者	委 員	谷野会長 浅尾委員 阿萬委員 納谷委員 谷埜委員 中谷委員 森委員 中野委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 おはようございます。お忙しいなか中堺警察署協議会にお集まり下さいましてありがとうございます。今日は新たに委嘱された委員が加わりましての開催となりました。委員はサポートレディースという立場で地域の防犯活動に尽力されております。日頃、中区内全域で活動されており、その経験を活かした御意見をいただきたいと思います。 7月になりまして開放的な雰囲気となり、小学生、中学生の子供さんは夏休みに入り色々なイベントがあります。また本日の議題にも挙がっておりますが、私の携帯電話にも詐欺だと思われるメッセージが届きました。本日は特殊詐欺対策についても御説明いただけると聞いておりますが、皆様の忌憚のない御意見をいただき、安全安心な街づくりに努めていただきたいと思います。 本日はよろしく申し上げます。 2 署長挨拶 会長をはじめ各委員の皆様、本日はお暑いなか令和6年第2回目の警察署協議会に御出席いただきまして誠に有難うございます。 皆様方には、平素から警察業務運営に関して、深い関心と御理解をいただきながら貴重な御意見を賜っておりますこと、この場をお借りし、改めてお礼を申し上げます。

議 事 概 要

今春、当署の幹部のうち5人の課長が異動となり、新しい課長が転入しております。また委員におかれましても、4月に新委員が委嘱されておりますので後ほど、御紹介の時間を設けさせていただきます。

さて警察署協議会は、警察署長が警察署の業務運営に民意を反映させるため、地域住民等から意見を聞く諮問機関であるとともに、警察署の業務を説明し、地域住民に御理解と御協力をいただく場として、平成13年6月に設置され、今年で23年が経過しましたが、今もその主旨に変更はございません。

本日の協議会についても、現在、中堺警察署が業務運営上重点を置いている課題や案件について御報告をいたしますので、委員の皆様より忌憚のない御意見をいただき、今後の警察業務運営に活かしてまいりたいと考えております。この後、当署の業務推進状況や皆様からの御質問に対しては、担当者から説明をさせていただきます。

その中で、管内の犯罪発生状況やそれに対する取り組み、少年の喫煙問題等について議案に挙げていますので、地域住民としての生の声を遠慮なくお聞かせいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

3 業務推進報告

- (1) 管内の犯罪発生状況について
- (2) 特殊詐欺対策について

4 議事

- (1) パトカー勤務員から見た堺市中区の様子について

【委員】

パトカー勤務員の方から見た管内の24時間の様子についてお話を聞きたい。

【警察】

警戒活動に従事しながら見た管内の様子について3点お話をさせていただきます。1点目は管内の環境についてです。管内には公園や池が多数存在し、堺市の中でも自然に恵まれた非常に良い場所だと思います。この環境を保護するべく地域住民の皆様方が清掃活動等に御尽力されているところをよく見かけます。一方で夜間になると細街路は街灯が少ない場所が散見され、車の運転に際し注意を払う必要があります。

2点目は、少年事案についてです。管内は24時間を通して少年を取り扱うことが多々あります。取り扱う少年には小学生や中学生が多く

年齢層の低さに驚いています。

管内には公園が多いと申し上げましたが、少年は公園にい集することが多く、現場に赴くと非常に多くのゴミが散乱しており、少年達には「地域住民がせっかく掃除してくれているのに自分の住んでいる所を汚すな」等と注意しているところでもあります。また少年達はパトカーを見ると挑発するような行動をとりながら逃走するケースが多く、第三者に危害が加わらないかを懸念しています。

3点目は交通事情についてです。管内は国道310号線、泉北1号線及び2号線の主要幹線道路が通っており、パトカーが走りやすい反面、交通量が多く通勤時間帯における交通渋滞が慢性化しており、緊急で現場に向かう際に到着が遅れる場合があります。幹線道路から1本中に入ると旧来の閑静な住宅街が多く道路が急に狭くなりパトカーでは現場に入れず、離れた場所にパトカーを停車して徒歩で現場へ向かうこともしばしばあります。しかし地域住民の方は協力的でパトカーが駐車場所に困っていると、「ここに駐めてや」と声をかけていただき非常に助かっております。

以上3点お話ししましたが、中堺警察署は堺市の中でも忙しい警察署であると思います。地域住民の皆様方の御協力のもと様々な取り組みを官民一体で推進し安全安心な街づくりを目指して参りたいと思います。

今後とも御協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 自転車乗車時のヘルメット着用について

【委員】

自転車のヘルメットを着用している人はまだ少ないようです。またヘルメットの上に布製の帽子がついてリボンで結んで留めているようなヘルメットを見ましたが、ヘルメットの基準はあるのでしょうか。

【警察】

昨年4月1日に改正道路交通法が施行され、自転車乗車時の乗車用ヘルメット着用が努力義務となりました。改正道路交通法の条文内容が「自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない」と、あくまでもヘルメットをかぶることの自発的な努力を求めるものとなっています。バイクや原付単車につきましては道路交通法施行規則においてヘルメットの基準が定められています。しかし自転車のヘルメットに関してはあくまで努力義務なので法律で定まてはいません。ヘルメットは努めて安全性を示しているSGマーク等のマークが記されているヘルメットを着用しましょうと推奨しております。

(3) 少年の喫煙問題について

【委員】

議 事 概 要	公園内での少年達による喫煙や危険な空き家が放置されている問題は、どのような状況であれば警察が介入して対処していただけるのでしょうか。 また区内では未成年に煙草を販売しているコンビニがあるという噂を聞きますが、警察ではそのような情報を把握し指導や取締りを行っているのでしょうか。 【警察】 少年問題に関しては、先ほどパトカー勤務員も話していましたが増加傾向にあります。公園等で喫煙している少年をお見かけになれば警察へ通報していただければ、現場臨場して補導を行いますし、その中で非行が進んでおり、保護者の監護能力に問題があるという場合には要保護少年として児童相談所へ身柄付きで通告する場合があります。 地域住民の皆様自らが少年達に注意すると反撃してくるような場合もありますので、自ら注意することなく警察へ通報していただけたらと思います。 空き家問題に関しましては、倒壊するおそれがあるような家屋は基本的に自治体に対応することになっていますが、空き家に侵入している者がいるとか、少年のたまり場になっている、空き家なのに頻繁に荷物が届いている等、何らかの犯罪が行われているという状況があれば警察へ通報していただければ、警察官を派遣して調査し、場合によっては警察から行政機関に対して情報提供を行います。 喫煙少年を補導した際には煙草の入手経路を追及し、店舗で煙草を購入したとの情報を入手すれば、販売した相手が少年であるとの認識性等を捜査して事件化する場合があります。 また日常業務の中で随時、販売店に注意を促したりコンビニ管理者が集まる会合の場においても注意を促しております。 今後、皆様が未成年に対する煙草の販売情報を入手された際は少年係まで御連絡いただきたいと思います。
---------	--